

宮原小学校跡地複合公共施設整備事業 設計施工一括発注公募型プロポーザルの質疑に対する回答

連番	資料名及び項目名等	質問内容	回答
1	募集要項 第3章1 (4) 設計者及び工事監理 者の要件ウ (イ)	地方公共団体が設立した社会福祉法人も「国又は地方公共団体等」に含まれますか？	含むものとします。
2	資料①募集要領 P.6 第3章 1. (2) エ	施工業務は、MAX 3 社JVまでで、2社JVならSUB会社は30%以上の出資。3社JVならSUB会社は20%以上の出資。設計業務(設計・監理)は、MAX2社JVまでで、SUB会社の出資比率は、30%以上の出資。施工業務と設計業務のJV出資比率には、拘束は無いとの判断で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	質問について	質問受付後に現地調査・資料作成等により質問があった場合、再度質問書を提出させて頂きませんか？	問題ありません。
4	施工実績	国又は地方公共団体等が発注の公共施設で延床面積1,000㎡以上の新築又は改築に係る工事の実績の件ですが、公営住宅新築工事は実績として認められますか。	認められます。
5	資料①P.15 第3章 3 (2) 審査方法	技術提案説明会(プレゼンテーション及びヒアリング)において、模型の提示をする場合、提案者にて持ち運びが可能な大きさであれば、その大きさに規定はないと考えて良いですか？本提案は敷地が大きいため、模型の大きさが大きくなる可能性があるため。	模型の大きさについては、縦900×横1500mm程度で、高さは500mm以内とします。
6	資料②P.2 第2章 2 (2) ウ 施工実績、設計実績 及び工事監理業務実績 表	第3-1～第3-4の実績表について、共同企業体にて受注した業務を全て実績として記載することが可能と考えて良いですか？資料①P.8中段(ウ)のように「代表幹事限る」との記載がありません。	単体もしくは共同企業体の実績を記載することは可能です。なお、共同企業体としての実績の場合、代表幹事に限ります。
7	資料②P.9 第3章 3 (3) イ (イ) 地域コミュニ ティ施設	参考基準、要求事項等にて、「階段」「エレベーター」とあります。資料①P.1 第1章 2 事業の概要 (3) 施設の概要 ウ 構造・階数 については提案によるとありますが、本施設は2階建て以上と考えて良いですか？	想定では2階建てとしていますが、その限りではなく、事業者の提案によるものとします。2階建てとした場合には、「階段」「エレベーター」を必須とします。
8	技術提案作成要領	第3-1～3-4号様式に記載する実績について、上記1同様に複数記載したほうが加点対象になるのでしょうか？ また、JVの受注について技術提案作成要領には特に記載がないため、構成員としての実績も記載してよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	・配点の内訳については非公表となっております。 ・単体もしくは共同企業体の実績を記載することは可能です。なお、共同企業体としての実績の場合、代表幹事に限ります。
9	要求水準書 施工業務について④	解体工事は浄化槽のみ記載が有りますので、校舎棟の解体は別途工事と考えて宜しいでしょうか。尚、東側県道からの通路となる敷地直近に現況車庫が有りますが、解体はしない別途工事と考えて宜しいでしょうか。ご教示をお願いします。	校舎棟の解体は別途工事です。東側県道沿い敷地内の車庫の解体については、本業務に含むものとします。
10	資料②P.9 第3章 3 (3) イ (イ) 地域コミュニ ティ施設	参考基準、要求事項等にて、「シューズルーム」とありますが、下足を履き替える場所であり、本施設では下足をスリッパ等に履き替えて使用すると考えて良いですか？高齢者や足の不自由な方の利用やバリアフリーの観点からも、下足の履き替えができない方が良いと考えます。ホール部分やその連続する部分はバリアフリーの観点からも土足とし、各部屋に入る際にスリッパや上履きに履き替える方法にてシューズルームを無くすことは可能でしょうか？	可能です。 共通事項としてシューズルームは無しとします。